明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔条　約〕
○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約を改正する議定書（八）　二
〔告　示〕
○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約を改正する議定書の効力発生に関する件（外務一三〇）　三〇
○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約を改正する議定書によって改正される条約に関する書簡の交換に関する件（同一三一）

本号で公布された法令のあらまし

◇所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約を改正する議定書（条約第八号）（外務省）

この議定書は、日本国とアメリカ合衆国との間で課税権の調整等を行うとともに、国際的な脱税及び租税回避行為の防止に資することを目的として、日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の現行の租税条約を改正するものであり、その概要は、次のとおりである。

1　現行条約第四条を改め、個人以外の双方の締約国の居住者に対して、条約の特典を与えないことについて規定する。（第二条関係）

2　現行条約第一〇条を改め、親子会社間配当に対する源泉地国における課税の免除について、株式の保有割合に係る要件を五〇パーセント以上とし、株式の保有期間に係る要件を六箇月以上とすることについて規定する。（第三条関係）

3　現行条約第一一条を改め、利子に対しては、源泉地国における課税が免除されることについて規定する。（第四条関係）

4　現行条約第一三条を改め、不動産所在地国において課税することができる不動産には、不動産所在地国が日本国である場合には不動産化体株式、不動産所在地国がアメリカ合衆国である場合には合衆国不動産持分を含むこと等について規定する。（第五条関係）

5　現行条約第二〇条を削除する。（第七条関係）

6　現行条約第二五条に規定を追加し、納税者から申し立てられた事案について、二年以内に両締約国の権限のある当局間で合意によって解決することができない場合には、納税者の要請により仲裁に付託することができることについて規定する。（第一一条関係）

7　現行条約第二六条を改め、情報交換に係る規定を国際標準であるＯＥＣＤモデル租税条約に沿った内容とすることについて規定する。（第一二条関係）

8　現行条約第二七条を改め、条約濫用の場合に限らず、両締約国が租税債権の徴収につき相互に支援を行うことについて規定する。（第一三条関係）

9　この議定書は、批准されなければならず、批准書の交換の日に効力を生ずる。（第一五条関係）